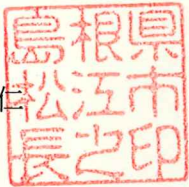


松江市告示第 397 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号) 第 49 条に規定する医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 10 月 29 日

松江市長 上 定 昭 仁



医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なかた内科・糖尿病クリニック	松江市乃白町 126-1	令和 7 年 10 月 1 日
きらり形成外科・お肌クリニック	松江市乃白町 126-2	令和 7 年 10 月 1 日